【別冊資料】

○第3期倉吉市教育振興基本計画(社会教育関係抜粋)	••• 1
○令和5年度倉吉市の教育方針と重点施策	…18
○重点取組事業実施要項	19
○令和 5 年度地域づくり支援課コミュニティセンター関連事業	20
○鳥取県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行推進計画	21
○倉吉市立中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進 について	計画 …34
○倉吉市体育施設等指定管理候補者の選定について(答申)	37

倉 吉 市

教育振興基本計画

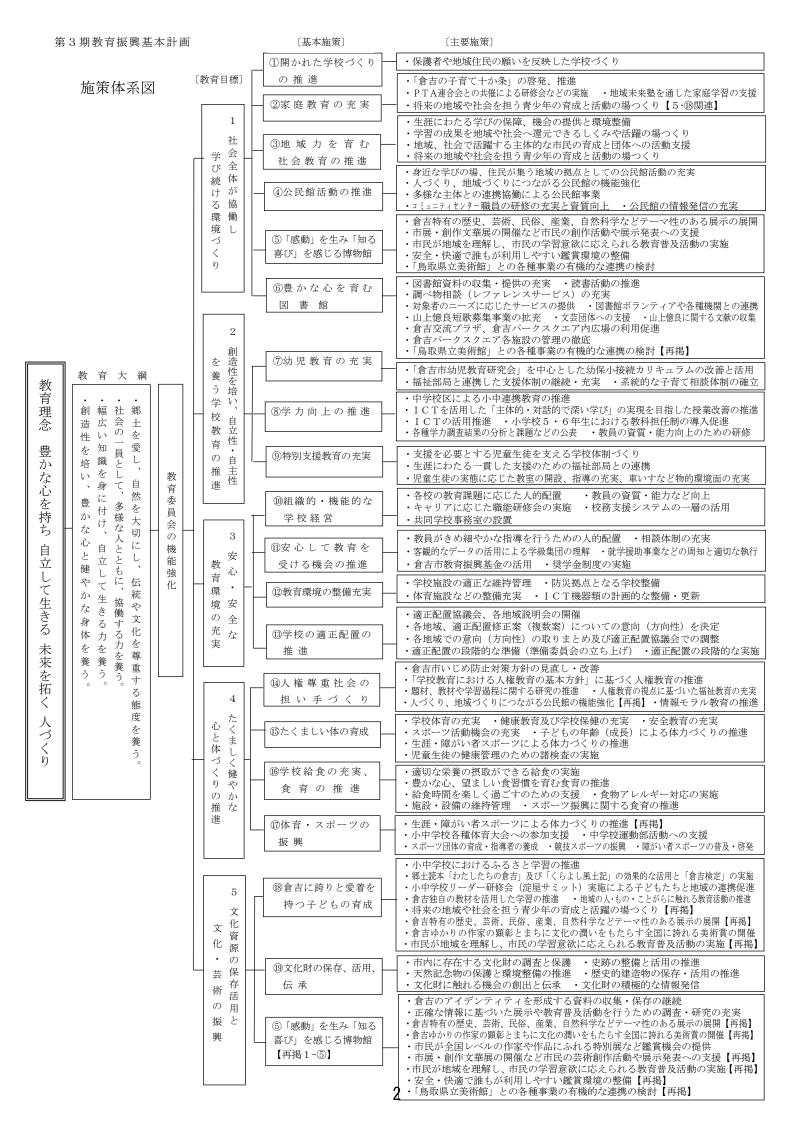
第3期(令和3年度~7年度)

《社会教育関係抜粋》



令和3年3月

倉吉市教育委員会



教育目標	1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり	
基本施策	③地域力を育む社会教育の推進	

現状と課題 ■所管課 ・社会教育課

本市に縁のある人物や歴史、文化について取り上げて実施する生涯学習講座、地元にある高等教育機関と連携して行う講座など、市民の多様な学習要求に応える事業を実施しています。受講者のほとんどが高齢者であり受講者層の拡大が課題です。幅広い年代層の学びへの参加のきっかけづくりを工夫し強化する必要があります。また、学習した成果を地域や社会に還元できるしくみづくりと地域や社会を担い動かしていく主体的な市民の育成と活動支援が必要です。

今後の方向性

市民の多様な学習要求に応える学習機会の提供の充実を図ることで、生涯にわたる学びを保障し、個人の自己実現を図るとともに地域や社会にある課題に気づき行動する主体的な市民の育成を目指します。学習した成果を活かし地域や社会で活躍する市民や団体の活動を支援していくとともに、その活動を中心となって牽引するリーダー的人材を育成し、地域を支え担い動かしていく力を高めます。また、地域と学校との連携協働、地域学校協働活動を推進し、児童館・放課後児童クラブと連携した子どもの居場所づくり、青少年を対象とした体験活動の充実を図ることを通じて将来的に地域や社会を担う人材を育てます。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
日頃から学習活動に取り組んでい	ΓΟ Ο0/	CO 00/
る市民の割合	59.0%	62.0%
放課後や土、日、祭日または長期		
休業日において、児童・生徒1人	1.4回	1.7回
あたりの体験活動への参加回数		
児童・生徒1人あたりの地域活動・	1 (🗔	1 0 🗔
ボランティア活動への参加回数	1.6回	1.9回

主要施策 (個別施策・関連事業)

- ・生涯にわたる学びの保障、機会の提供と環境整備 生涯学習講座の開催 鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座の開催 学習情報の収集と発信
- ・学習の成果を地域や社会へ還元できるしくみや活躍の場つくり 人材銀行事業の実施
- ・地域、社会で活躍する主体的な市民の育成と団体への活動支援 社会教育関係団体などとの連携、活動支援とリーダー育成 女性のつどいの実施
- ・将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場つくり 「倉吉の子育て十か条」を活用した家庭教育支援 地域と学校との連携、協働による放課後子ども教室の実施 子ども会活動の支援とリーダー育成 ハイスクールフォーラムの実施 成人式実行委員会による成人式の実施

教育目標	1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり
基本施策	④公民館活動の推進

現状と課題 ■所管課 ・社会教育課

本市に全部で13館ある地区公民館では、各地区それぞれの特徴を生かした事業を展開し、住民のニーズや地域の課題解決に向けた学習を企画し実施しています。また、地域の各種団体と連携した事業を実施することで、学習の充実を図るとともに団体の支援と育成にも取り組んでいます。どの地区においても、次代の担い手不足が課題となっており、特に、40歳代を中心とする年代において、地域と関わり、つながり意識を醸成する学びへのきっかけづくりを工夫する必要があります。公民館は今後、学びや活動を地域づくりに生かし、地域の維持発展を推進する中心的役割を果たしていく必要があります。

今後の方向性

各地区公民館が身近な学びの場、住民が集う地域の拠点として地域の特徴を生かしながら住民のニーズや地域の課題解決に向けた学習機会を提供し、地域の各種団体をはじめ、多様な主体と連携協働することでその充実を図り、また地域団体の活動支援やリーダー育成を行います。これらの公民館を拠点とした取り組みを、人づくり、地域づくりにつなげます。特に40歳代を中心とする年代が、地域と関わる動機づけとなるような学びの機会や内容の充実を図ります。主体的な住民を育てていくことで、地域を担う人材の円滑な継承を図り、地域の安定的な維持発展を目指します。地区公民館がコミュニティセンターとなった以降も、倉吉市コミュニティセンター条例 (※16) に基づく公民館が培ってきた人づくりを中心とした社会教育の機能を発揮しながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、住民主体による地域づくり活動を支援する新しい地域の拠点として、その機能の充実を図ります。

※16 倉吉市コミュニティセンター条例

(センターの位置付け)

第2条 センターは、社会教育法第21条に基づく公民館とみなす。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
地区公民館活動への1人あたりの参加回数 (まつり・運動会などを含む)	1.4回	1.7回
地区公民館事業運営に参画した人の数 (共催・連携事業を含む)	3,669人	3,850人
地域のまちづくりに意見を反映させたり、 活動に参加したいと思う市民の割合	48.0%	50.0%

主要施策(個別施策・関連事業)

- ・身近な学びの場、住民が集う地域の拠点としての公民館活動の充実 住民のニーズに応じた、地域の特色を生かした各種講座、教室の実施 住民相互による学習や活動、交流の推進
- ・人づくり、地域づくりにつながる公民館の機能強化 同和教育町内学習会をはじめとする人権教育の実施 公民館研究指定事業の実施 地域の各種団体の活動支援とリーダー育成 家庭教育支援事業と青少年育成事業
- ・多様な主体との連携協働による公民館事業 各種団体、機関などとの連携協働による事業の実施 地域学校協働活動の実施
- ・コミュニティセンター職員の研修の充実と資質向上 館長研修、主事研修会の実施 公民館同士の連携、情報共有による研究活動 社会教育士資格の取得
- ・公民館の情報発信の充実 インターネットなどを活用した広報

教育目標	1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり
基本施策	⑤「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館

現状と課題 ■所管課 ・博物館

令和7年春に開館する「鳥取県立美術館」との事業連携、博物館に求められる4つの機能(収集・保存、展示、調査・研究、教育・普及)の充実と役割の明確化、そして開館50周年を迎え老朽化する施設・設備の改修(バリアフリー化、LED化、空調設備更新など)が必要なほか、今後はICTを活用した展示や教育普及活動への対応が求められています。

今後の方向性

倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然など倉吉のアイデンティティを形成し、地域になくてはならない博物館の果たすべき役割や機能を再点検し、子どもから高齢者まで利用者が身近な日常生活の中において驚きや感動、新たな発見や創作意欲を引き出すなど人間の「知的好奇心」を満たすことができ、そして誰もが利用しやすい施設を目指します。

成果指標	現状値(過去3年平均)	目標値(令和7年度)
年間利用者数 (特別展・企画展以外)	11,392人	13,670人20%增(*)

^{*}現状値(平成29年度から令和元年度の過去3年平均)と比較

主要施策(個別施策・関連事業)

- ・倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学などテーマ性のある展示の展開 「鳥取県野口1号墳出土須恵器」ほか国指定重要文化財を含む考古資料の展示 「前田寛治」(洋画)、「菅楯彦」(日本画)、「大坂弘道」(木工芸)ほか美術作品の展示 「千歯扱き」、「太一車」など農機具や「倉吉絣」など明治から大正の民俗・産業資料の展示 「倉吉自然科学研究会」との共同企画による「夏休み自然科学展」の開催 「倉吉市立図書館」、「倉吉淀屋」など周辺施設と連携した館外展示活動の展開 「鳥取県立博物館」、「鳥取県立公文書館」などと共催による企画展の開催 学芸員の調査研究に基づく企画展の開催
- ・市展・創作文華展の開催など市民の創作活動や展示発表への支援 「倉吉市美術展覧会」、「倉吉市創作文華展」の開催 「鳥取県美術展覧会」、「鳥取県ジュニア美術展」など鳥取県との共催 展示発表のための貸館スペース並びに学術研究活動のための研修室の貸出
- ・市民が地域を理解し、市民の学習意欲に応えられる教育普及活動の実施 倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然をテーマにした「倉吉博物館講座」の開催 「自然ウォッチング」など自然観察会の開催

・安全・快適で誰もが利用しやすい鑑賞環境の整備

「倉吉市公共施設等総合管理計画」に基づいた施設・設備の長寿命化改修 施設のバリアフリー化改修の検討

市報、ホームページ、地元新聞紙面ほかあらゆる媒体を通じた情報発信 展示や教育普及活動へのICTの活用の推進

・「鳥取県立美術館」との各種事業の有機的な連携の検討 「鳥取県立美術館」との各種事業の共催化あるいは連携の検討 「鳥取県ミュージアム・ネットワーク」との連携の検討

「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」との連携



土天神 倉吉淀屋での館外展示の様子



夏休み自然科学展 体験学習講座の様子



県指定保護文化財 大御堂廃寺跡出土 獣頭



倉吉絣(しだれ桜に格子文)

教育目標	1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり	
基本施策	⑥豊かな心を育む図書館	
現状と課題	■所管課・図書館	

市民の暮らしに役立つ情報の収集・課題解決のためのニーズは常に多様化・高度化し変化しています。市民の知的要求に的確に応えていくことが必要です。

今後の方向性

市民が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館活動を推進するとともに、多様化・高度化する市民の知的要求に的確に応えるため、情報の提供に努め、市民の豊かな心を育みます。

児童サービス、中高生サービス、高齢者サービス、障がい者サービスなどそれぞれのニーズに 配慮し、すべての市民にとって役に立つ図書館を目指します。そのために図書館の基本的機能 (資料の収集、整理、保存、提供)を充実させていきます。

郷土資料については倉吉市を知ることができる資料(計画・概要・調査報告・年鑑など)について、市役所その他関係機関と連絡調整を図り網羅的に収集します。そしてそれらのデジタル資料化を目指します。

また、文芸活動を推進するため、山上憶良短歌募集事業の拡充、文芸団体の活動支援を行います。

倉吉パークスクエアの主要施設で、学習機能を持つ倉吉交流プラザにおいては、さまざまな年齢層の方の交流拠点の場を提供するとともに、令和7年春に開館する鳥取県立美術館や倉吉未来中心などの近隣施設と十分な連携を図ります。

市内外から多くの親子連れで賑わい、幅広い年齢層の子どもたちが楽しく遊ぶことのできる遊具施設や広場では、安全・安心な「遊べる場・交流の場」を提供します。

これらの施設や設備の適切な維持管理を一層努め、利用促進を図ります。

成果指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
一人当たり来館回数	5.2回	6.0回
一人当たり個人貸出冊数	6.4冊	7.3冊
山上憶良短歌賞応募数	4,250人	5,000人
倉吉交流プラザ利用者数	25,505人	27,000人
倉吉交流プラザ利用率	63%	65%
複合遊具施設事故件数	0 件	0件

主要施策(個別施策・関連事業)

・図書館資料の収集・提供の充実 最新で豊かな蔵書構成となるよう、幅広い資料の収集

・読書活動の推進

講演会・ワークショップ・ブックスタート・よみきかせ講座などの実施

小学校・中学校・高等学校・鳥取短期大学・鳥取看護大学・厚生病院との連携による読書活動の推進

地区公民館との連携による読書活動の推進

・調べ物相談 (レファレンスサービス) の充実

資料を収集・整備し、充実したレファレンスサービスの実施

鳥取大学図書館・鳥取短期大学図書館・鳥取看護大学図書館・厚生病院図書室などとの連携 によるレファレンスサービスの充実

図書館司書研修の実施

・対象者のニーズに応じたサービスの提供

児童サービスの提供

ヤングアダルト(中高生向け)サービスの提供

子育て世代の支援

農業支援・ビジネス支援事業の推進

高齢者が元気であり続けるサービスの推進

図書館利用に支障のある人へのサービスの推進

- ・図書館ボランティアや各種機関との連携
- ・山上憶良短歌募集事業の拡充
- ・文芸団体への支援
- ・山上憶良に関する文献の収集
- ・倉吉交流プラザ、倉吉パークスクエア内広場の利用促進
- ・倉吉パークスクエア各施設の管理の徹底

複合遊具の日常点検、専門業者による定期点検による安全性の確保、及び遊具の長寿命化を 図るための計画的な維持管理

広場、駐車場、植栽などの管理

・「鳥取県立美術館」との各種事業の有機的な連携の検討 図書館と美術館を回遊するための施設整備、資料整備





教育目標	4 たくましく健やかな心と体づくりの推進
基本施策	①体育・スポーツの振興

現状と課題 ■所管課 ・社会教育課

東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズの開催を控え、体育・スポーツを取り巻く環境は大きく変化し、ニーズは多様化、細分化、高度化し体育・スポーツ活動の枠を広げる必要に迫られています。

また、各種スポーツの担い手不足、あるいは少子化によりチームが組めないどなど施設や機材 はあっても活動できない課題があります。このため、競技、生涯、障がい者スポーツ活動に対す る実態と課題を把握し具体的支援策を検討する必要があります。

今後の方向性

市民意識調査によるスポーツ実施率を50%以上に引き上げるため、各年代によるスポーツ活動 実態調査を実施し、多様化するニーズや目的に応じた活動に対して支援できる体制を検討・構築 します。

各種スポーツ指導者・役員などの担い手不足の原因を調査し、必要な施策を事業化します。

全国トップクラスの選手を輩出する競技を活用し、子ども達が夢を描き可能性を広げ努力できる環境づくりを推進します。

生涯スポーツ・マスターズスポーツなどの実践者には、個々の目標に応じ努力できる場の提供 や支援できる体制づくりを推進します。

各地区スポーツ推進委員を中心に「スポーツ活動参加へのきっかけづくり」を推進し、生涯スポーツの普及・運動習慣の定着を図ります。

レクリエーションスポーツの種類は多岐にわたっていることから、本市として推進すべき種目 を定めサークル活動へつなげることで、地域スポーツの振興を図ります。

各種スポーツについて、各種研修を通じた指導者などの資質向上を図り、本市スポーツ活動の 推進を図ります。

障がい者スポーツの活動実態を把握に努め、障がい者スポーツの理解と振興につながる普及啓 発事業を検討します。

各種スポーツ関係団体との連携を深め共働体制を構築するとともに、既存施設の在り方を検討 し有効利用することで、誰もが気軽に参加し、安全・安心に活動できるスポーツ環境を提供しま す。

成果指標	現状(令和元年度)	目標値(令和7年度)
日頃からスポーツに取り 組んでいる市民の割合	47.7%	53.0%

^{*}過去5カ年の増加率から算出

主要施策(個別施策・関連事業)

- ・生涯・障がい者スポーツによる体力づくりの推進【再掲P54 基本施策4-⑤】 生涯スポーツ振興事業、社会体育振興事業ほか
- ・小中学校各種体育大会への参加支援社会体育振興事業、学校施設開放事業ほか
- ・中学校運動部活動への支援社会体育振興事業、学校施設開放事業ほか
- ・スポーツ団体の育成・指導者の養成 社会体育振興事業、学校施設開放事業ほか
- ・競技スポーツの振興 社会体育振興事業、くらよし女子駅伝競走大会事業、体育施設維持管理事業ほか
- ・障がい者スポーツの普及・啓発 社会体育振興事業ほか









教育目標	5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興			
基本施策	⑱倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成			
現状と課題 ■所管課 ・学校教育課・社会教育課・博物館				

地域の人材や特性を生かし、地域学校委員会の協力を得ながら「ふるさと学習」を実施し、また 倉吉特有の歴史民俗、産業、芸術文化など"本物"の資料や周辺の自然環境に直接ふれることのでき る博物館を活用するなど、故郷に誇りと愛着を持つ子どもの育成に努めてきました。そして、子ど も会活動、小中学校リーダー研修会(淀屋サミット) (※29)、中学生ボランティア、ハイスクー ルフォーラム、成人式実行委員会など、子どもたちが地域について学んだり、自分たちの企画によ り地域づくりに参画する機会などが増えています。

今後さらに、子どもたちが各年代において切れ目なく社会や地域を知り、関わり、つながっていく活動を支援するとともに、青少年期において自ら考え行動する力を養うことができる機会の提供と充実を図っていく必要があります。

今後の方向性

倉吉の自然・地理・歴史・文化・先人などを「知る・楽しむ・育む」ことのできる倉吉独自の教育課程や青少年健全育成などの取り組みにより、子どもたちが倉吉に誇りと愛着を持ち、子どもたち自らが地域について学び、語ることができ、そして地域の伝統の継承や地域づくりの担い手として主体的に活躍できるような人づくりを目指します。

成果指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
倉吉検定平均点	4 4 点	5 0 点以上

成果指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)	
児童・生徒1人あたりの地域活動・ ボランティア活動への参加回数	1.6回	1.9回	

成果指標	現状値(過去3年平均)	目標値(令和7年度)	
博物館を利用した小中学校や児童	1 6.6 団体	20団体	
		7 4 0 人	
クラブなどの団体数及び人数 	6 1 1人	※20%増	

[※]現状値は平成29年度から令和元年度の過去3年平均

※29 淀屋サミット:本市の全小・中学校の代表児童生徒及び関係機関や地域学校委員など地域の代表者が一堂に会し、地域のためにできることを話し合う会議。本市に愛着を持つとともにまちづくりに貢献していこうとする子どもの育成を目的としている。

主要施策(個別施策・関連事業)

- ・小中学校におけるふるさと学習の推進
- ・郷土読本「わたしたちの倉吉」(小学生向け)及び「くらよし風土記」(中学生向け)の 効果的な活用と「倉吉検定」の実施
- ・小中学校リーダー研修会(淀屋サミット)実施による子どもたちと地域の連携促進
- ・倉吉独自の教材を活用した学習の推進
- ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進
- ・将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場つくり【再掲P38 基本施策1-③】 子ども会活動の支援とリーダー育成

ハイスクールフォーラムの実施

新成人実行委員会による成人式の実施

・倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学などテーマ性のある展示の展開

【再掲 P 40 基本施策 1 -⑤】

「鳥取県野口1号墳出土須恵器」ほか国指定重要文化財を含む考古資料の展示 「前田寛治」(洋画)、「菅楯彦」(日本画)、「大坂弘道」(木工芸)ほか美術作品の展示 「千歯扱き」、「太一車」など農機具や「倉吉絣」など明治から大正の民俗・産業資料の展示 「倉吉自然科学研究会」との共同企画による「夏休み自然科学展」の開催

「倉吉市立図書館」、「倉吉淀屋」など周辺施設と連携した館外展示活動の展開 「鳥取県立博物館」、「鳥取県立公文書館」などと共催による企画展の開催

・倉吉ゆかりの作家の顕彰とまちに文化の潤いをもたらす全国に誇れる美術賞の開催 「前田寛治大賞展」、「菅楯彦大賞展」、「倉吉:緑の彫刻賞」の継続 「人間国宝 大坂弘道」の顕彰

郷土作家の顕彰

・市民が地域を理解し、市民の学習意欲に応えられる教育普及活動の実施

【再掲P40 基本施策1-⑤】

倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然をテーマにした「倉吉博物館講座」の開催 「自然ウォッチング」など自然観察会の開催

学校や地域への講師派遣並びに体験学習活動や出前授業などの実施



夏休み子ども体験教室



教育目標	5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興			
基本施策	⑲文化財の保存、活用、伝承			

現状と課題 ■所管課 ・文化財課

市内に数多く存在する文化財の状況は多様であり、個々の課題に応じてこれらを保護する必要があります。また、市民意識調査の結果では市内の文化財の存在が十分に周知されていないのが現状です。文化財を積極的に保存・公開・活用する上で、文化財に係わる民間団体や地域住民と行政が協働で取り組む体制を構築し、文化財がより身近な存在となるような環境づくりが必要です。

今後の方向性

倉吉市の『文化財保存活用地域計画』を作成し、本市の文化財の保存・活用の基本方針並びに その取り組みが計画的・継続的に実施可能となるような体制を整備します。

市内に存在する未指定を含めた多様な文化財を適切に保護するための調査・研究(有形・無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財)を行い、個々の状況に応じた管理・活用・保存修理・防災・防犯対策など、所有者と協議しながら保存・活用の充実を図ります。

また、文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや地域振興、観光、学校、社会教育などの他部局と密接に連携し、文化財の保存と活用、伝承を図ります。

成果指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)	
調査・研究が行われ保護措置がとられた 文化財の数	17件	20件	
指定文化財の保存修理・活用・公開など の相談件数	15件	20件	
普及啓発事業の数	2 1 件	25件	

主要施策

・市内に存在する文化財の調査と保護

未指定文化財の指定に向けた調査・研究

鳥取県中部地震で被災した文化財(未指定含む)の調査、修理計画、復元修理の検討 開発に伴う試掘調査の実施

・史跡の整備と活用の推進

伯耆国庁跡、伯耆国分寺跡・法華寺畑遺跡の再整備計画、保存活用計画の策定 大御堂廃寺跡の整備

・天然記念物の保護と環境整備の推進

波波伎神社社叢の環境保全整備の推進

オオサンショウウオの生息地の環境整備の推進

・歴史的建造物・名勝の保存・活用の推進

伝統的建造物群保存地区の制度の周知ならびに保存計画の見直し

歴史的建造物・名勝の保存修理の推進、一般公開ならびに観光事業などへの活用の推進

・文化財に触れる機会の創出と伝承

指定文化財の公開、発掘調査で得られた資料の公開、現地説明会などの開催

学校、公民館、民間団体などと連携した啓発事業の開催による地域の文化財の掘り起こしと 「くらよし風土記~倉吉学入門~」の積極的な活用による歴史教育の推進

民間団体と共働した事業の開催による、地域の文化財の掘り起こしと活用

文化財を地域資源として活用した啓発事業の推進による文化財の担い手育成

・文化財の積極的な情報発信

パンフレット、案内板、ウェブページの整備による情報発信の強化 ICT環境の整備及びICTを活用した教育普及活動の推進

教育目標	5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興
基本施策	⑤「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】

現状と課題 ■所管課 ・博物館

令和7年春に開館する「鳥取県立美術館」との事業連携、博物館に求められる4つの機能(収集・保存、展示、調査・研究、教育・普及)の充実と役割の明確化、そして開館50周年を迎え老朽化する施設・設備の改修(バリアフリー化、LED化、空調設備更新など)が必要なほか、今後はICTを活用した展示や教育普及活動への対応が求められています。

今後の方向性

倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然など倉吉のアイデンティティを形成し、地域になくてはならない博物館の果たすべき役割や機能を再点検し、子どもから高齢者まで利用者が身近な日常生活の中において驚きや感動、新たな発見や創作意欲を引き出すなど人間の「知的好奇心」を満たすことができ、そして誰もが利用しやすい施設を目指します。

成果指標	現状値(過去3年平均)	目標値(令和7年度)	
年間利用者数 (特別展・企画展以外)	11,392人	13,670人20%増(*)	

^{*}現状値(平成29年度から令和元年度の過去3年平均)と比較

主要施策(個別施策・関連事業)

- ・倉吉のアイデンティティを形成する資料の収集・保存の継続 資料の整備を促進するための「博物館資料整備基金」の充実 収蔵する貴重な資料の保全を目的とした修復・燻蒸作業の継続 害虫及びカビなど有害生物のモニタリング調査の実施 収集・保存する古文書など歴史資料のより有効的な活用
- ・正確な情報に基づいた展示や教育普及活動を行うための調査・研究の充実 収蔵資料の整理・保存・管理・展示のための学芸員による学術的・専門的な調査・研究 文化振興における専門的な知識を有する「倉吉博物館文化顧問」の設置 博物館事業に関し必要な調査研究を行う「倉吉博物館専門委員」の設置 民間研究者の調査・研究への協力や学芸員との共同での調査・研究の検討
- ・倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学などテーマ性のある展示の展開

【再掲P40 基本施策1-⑤】

「鳥取県野口1号墳出土須恵器」ほか国指定重要文化財を含む考古資料の展示 「前田寛治」(洋画)、「菅楯彦」(日本画)、「大坂弘道」(木工芸)ほか美術作品の展示 「千歯扱き」、「太一車」など農機具や「倉吉絣」など明治から大正の民俗・産業資料の展示 「倉吉市立図書館」、「倉吉淀屋」など周辺施設と連携した館外展示活動の展開 「鳥取県立博物館」、「鳥取県立公文書館」などと共催による企画展の開催 学芸員と民間協力者との調査研究に基づく企画展の開催 ・倉吉ゆかりの作家の顕彰とまちに文化の潤いをもたらす全国に誇れる美術賞の開催

【再掲P59基本施策5-18】

「前田寛治大賞展」、「菅楯彦大賞展」、「倉吉:緑の彫刻賞」の継続 「人間国宝 大坂弘道」の顕彰

郷土作家の顕彰

・市民が全国レベルの作家や作品にふれる特別展など鑑賞機会の提供 地元新聞社との共催特別展の開催

「緑の彫刻プロムナード」ほか野外彫刻の設置と管理

・市展・創作文華展の開催など市民の芸術創作活動や展示発表への支援

【再掲P40基本施策1-⑤】

「倉吉市美術展覧会」、「倉吉市創作文華展」の開催

「鳥取県美術展覧会」、「鳥取県ジュニア美術展」など鳥取県との共催 展示発表のための貸館スペース並びに学術研究活動のための研修室の貸出

・市民が地域を理解し、市民の学習意欲に応えられる教育普及活動の実施

【再掲P40基本施策1-⑤】

倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自然をテーマにした「倉吉博物館講座」の開催 「自然ウォッチング」など自然観察会の開催

学校や地域への講師派遣並びに体験学習活動や出前授業などの実施

・安全・快適で誰もが利用しやすい鑑賞環境の整備【再掲P41基本施策1-⑤】 「倉吉市公共施設等総合管理計画」に基づいた施設・設備の長寿命化改修 施設のバリアフリー化改修の検討 市報、ホームページ、地元新聞紙面ほかあらゆる媒体を通じた情報発信

市報、ホームペーン、地元新聞紙面はかめらゆる媒体を通じた情報発信 展示や教育普及活動への I C T の活用の推進

・「鳥取県立美術館」との各種事業の有機的な連携の検討【再掲P41基本施策1-⑤】 「鳥取県立美術館」との各種事業の共催化あるいは連携の検討 「鳥取県ミュージアム・ネットワーク」との連携の検討 「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」との連携



島村信之《潮騒》2007年 (第7回前田寛治大賞)



岩田壮平《花泥棒》2008年 (第7回菅楯彦大賞)

教育委員会の機能強化

市長との「総合教育会議」を充実するとともに、住民の意向 や教育現場の実情を把握し施策に反映させる広報活動や、学校 訪問など、教育委員会の活性化を図ります。

5つの教育目標

安心・安全な教育環境の充実

組織的・機能的な学校運営

校長のリーダーシップのもと、組織的、機動的に対応する体制を整備するとともに、校務のICT化などによる教職員の業務負担の軽減と教員一人一人の意識改革を図り、教育課題が効率的に解決できるよう努めます。

・働き方改革の推進・共同学校事務室の設置

安心して教育を受ける機会の推進

客観的なデータをもとに、子どもと学級集団を理解し、 必要な支援のための校内連携を検討し、実際に支援する 体制を構築します。また、教員が子どもたちと向き合う 時間を確保できるよう、外部人材の活用を進めます。



・必要な人的配置・各種就学援助・奨学金制度

教育環境の整備充実

「倉吉市学校施設長寿命化計画(令和2年度策定)」に基づき、年次的に整備を行っていきます。特に、プールの整備については、水泳授業のあり方を検討します。また、災害時の避難所としての環境改善、避難所施設充実に努めます。

・学校施設の適正な維持管理

学校の適正配置の推進

子どもの「生きる力」を培う学校教育を保障する観点から、学校の適正配置を推進します。小学校適正配置計画の修正案(複数案)について地域の意向を取りまとめ、適正配置協議会で調整を図り、順次、学校統合準備委員会を立ち上げます。

・適正配置協議会、各地区説明会の開催

文化資源の保存活用と文化 - 芸術の振興

倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

倉吉の自然・地理・歴史・文化・先人などを「知る・楽しむ・育む」ことのできる倉吉独自の教育課程や青少年健全育成などの取り組みにより、子どもたち自らが地域について学び、語ることができ、そして地域の伝統の継承や地域づくりの担い手として主体的に活躍できるような人づくりを目指します。

・小中学生リーダー会議開催 ・くらよし風土記の活用 ・成人式実行委員会

文化財の保存、活用、伝承

倉吉市の『文化財保存活用地域計画』を作成し、文化財の保存・活用の基本方針並びに市内の文化財を適切に保護するための調査・研究を実施し、まちづくりや地域振興、観光、学校、社会教育と協働しながら歴史的資産の適切な保存、活用を行い、その魅力が高められるような取り組みを進めます。

・大御堂廃寺師の整備と活用・伯耆国府跡整備計画と活用

「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】

倉吉市教育振興基本

(令和3年度~

社会全体が協働し学

開かれた学校づくりの推進

保護者や地域に積極的に情報を公開 ユニティ・スクール)の充実をはかり、 づくりを推進します。また、学校評価に 握し、各学校が保護者や地域の願いに す。 ・地域学校協働活動・倉吉市小中学

家庭教育の充実

家庭教育の重要性を保護者が自覚し、の確立等について取り組めるようにし、家庭の状況や環境に応じた支援を進め、を推進していきます。 ・親学PTA講師

・「くらよし子育て応援ブック」の活用 ・「危

教育:

豊かな心を持 自立して生 未来を拓

教育ナ

- ・創造性を培い、豊かな心と健やか
- ・幅広い知識を身に付け、自立して
- 社会の一員として、多様な人とと
- ・郷土を愛し、自然を大切にし、伝

地域力を育む社会教育の推進

生涯にわたる学びを保障し、多様な市I 供を充実することで、市民が学習した成果 ます。また。地域と学校との連携協働を推

・生涯学習講座の充実・ハイスクール

公民館活動の推進

地域の特徴を活かした事業を展開し、 た社会教育の機能を発揮しながら、学習。 住民主体による地域づくり活動を支援する 点としてその機能の充実を図ります。

・社会教育、地域の拠点づくり、地域課題

「感動」を生み「知る喜び」を感じ 倉吉特有の歴史、芸術、民俗、産業、自 し、子どもから高齢者まで利用者が日常生 発見や創作意欲を引き出すなど人間の写 て誰もが利用しやすい施設を目指します。

・美術賞の継続・テーマ性のある展示

豊かな心を育む図書館

気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書 民の知的要求に応えるため、情報の提供

・絵本作家による講演会の開催・山上憶良

計画(第3期)全体図

·7年度)

び続ける環境づくり

するとともに、地域学校委員会(コミル域住民が学校運営に参画する体制を通して保護者や地域住民の意向を把いたじた特色ある教育活動を展開しま

校一斉公開 ・地域の次世代育成

、家庭での基本的生活習慣や学習習慣 ていくとともに、相談体制の整備など 、保護者が子育てしやすい体制づくり

絵の推進・地域未来塾 吉の子育で十か条」の啓発、推進



ち きる く 人づくり

て綱

□ な身体を養う。注きる力を養う。□ もに、協働する力を養う。□ 統や文化を尊重する態度を養う。

民の学習ニーズに応える学習機会の提 を地域に生かし活躍することを目指し 進します。

フォーラムの実施

人づくりを中心とし と活動を結び付け 3新しい地域の拠



の解決を推進する研究指定事業

る博物館

1然など倉吉のアイデンティティを形成 三活の中において驚きや感動、新たな 知的好奇心」を満たすことができ、そし

の展開 ・教育普及活動の充実

館活動を推進し、多様化・高度化する市 に努め、市民の豊かな心を育みます。

短波にはいるないできます。

創造性を培い、自立性・自主性を養う学校教育の推進

幼児教育の充実

基本的生活習慣の定着や規範意識の育成、他者との望ましい関わり方について、福祉部局と共に発達や学びの連続性と系統性を踏まえたカリキュラムの作成・実施をとおして幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、小学校入学児童の学校不適応(小1プロブレム)減少を図ります。

・「幼小連携カリキュラム」の作成・活用

学力向上の推進

ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び(課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習など)」を一層充実させ、他者と共に学び続ける力など、資質・能力の育成に努めます。また、優しさや思いやり、人とのつながりの中に豊かさを感じる心を持ち、困難なことでも耐える力と、新たなことにチャレンジする力を育成していきます。





特別支援教育の充実

すべての人がお互いの権利を尊重し、支え合う「共生社会」の実現にむけて、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。また、 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援を行う ための就学相談・教育相談の充実、個々の発達と自立に向

けた学校体制づくりに努めます。

・倉吉市個別の支援計画・指募計画の作成・活用

・小学校 | 年生対象の読みの早期支援

33000.

~行きたい学校・帰りたい家庭・住みたい地域~

たくましく健やかな心と体づくりの推進

人権尊重社会の担い手づくり

同和問題をはじめとする個別の人権課題と基本的人権や命の尊さについてさまざまな人権問題を教材として学ぶことをとおして、人権尊重社会の担い手として行動する児童生徒の育成を図ります。また、地域の中で住民同士の支え合い助け合う絆づくりの強化を目指します。

・ハイパーQUの活用 ・相談体制の充実 ・町内学習会の充実

たくましい体の育成

児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、各学校が作成する「体力向上 推進計画」に基づき体力向上に努めます。また、健康・安全についての理解 を深め、健康の保持増進や安全意識の向上と実践力の育成を図ります。

・学校内外での外遊び ・子どもの年齢に応じた体力づくりの推進

学校給食の充実、食育の推進

豊かな心とたくましい体、望ましい食習慣などを育むため、学校給食の充実や食育の推進を図ります。また、食材を通じてふるさとを学び、愛着と誇りが持てる豊かな心を育むため、地産地消の推進を図ります。

・栄養教諭などによる学校での食に関する指導・親子で学ぶ食の教室の実施

体育・スポーツの振興

市民のスポーツ実施率を上げるため、各年代によるスポーツ活動実態調査を 実施し、ニーズや目的に応じた活動に支援できる体制を検討・構築します。各種 スポーツ指導者・役員などの担い手不足について、必要な施策を事業化します。 また、体育施設等の整備を図り、生涯スポーツを推進します。

・日本海駅「頑競士大会・くらよし女子駅」頑競士大会の開催

令和5年度 倉吉市の教育方針と重点施策

~行きたい学校・ 帰りたい家庭・ 住みたい地域~

教育基本法

・人格の完成と、社会の形 成者としての国民の育成

学校教育法

社会教育法

図書館法

文化財保護法

博物館法

【教育理念】

豊かな心を持ち 自立して生きる 未来を拓く 人づくり 【教育大綱】

- ・創造性を培い、豊かな心と健やかな身体を養う。
- ・幅広い知識を身に付け、自立して生きる力を養う。
- ・社会の一員として、多様な人とともに、協働する力を 養う。
- ・郷土を愛し、自然を大切にし、伝統や文化を尊重する 態度を養う。

第12次倉吉市総合計画 まちづくりの基本理念 【将来像】

元気なまち、くらしよし、未来へ! 基本目標3【教育・文化】 未来を拓く人を育て、芸術が輝く まちづくり

倉吉市教育の創造

- ・第3期倉吉市教育振興基本計画の進ちょく管理(5年計画の3年目)・教職員の働き方改革の推進
- ・倉吉市教育委員会の活性化(教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校)
- ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進(各地区協議会での課題の明確化とその対応)
- ·ICTの効果的な活用推進

I 社会全体が協働し学び続ける環境づくり

① 開かれた学校づくりの推進

- ・地域学校委員会(コミュニティ・スクール)の活性化
- ・「学校評価アンケート」の実施と結果の分析及び公表
- ・倉吉市小中学校一斉公開・地域の次世代育成

② 家庭教育の充実

- ・PTA連合会との共催による教育講演会
- 地域未来塾
- ・「くらよし子育て応援ブック」の活用
- ・「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進

③ 地域力を育む社会教育の推進

- ・生涯にわたる学びの保障、機会の提供と環境整備(生涯学 習講座、鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座の開催)
- ・将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場つくり (放課後子ども教室、子ども会活動の支援、ハイスクールフォーラム、実行委員会によるはたちのつどいの実施)

④ 公民館活動の推進

- ・人づくり、地域づくりにつながる公民館(コミュニティセンター)の機能強化
- ⑤「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館
- ・テーマ性のある展示の展開
- ・美術賞(前田寛治大賞)の開催
- ・教育普及活動の充実

⑥ 豊かな心を育む図書館

- ・読書活動の推進
- 対象者のニーズに応じたサービスの提供
- ・山上憶良短歌募集事業の継続

3 安心・安全な教育環境の充実

⑩ 組織的・機能的な学校運営

・教職員の働き方改革の推進 ・共同学校事務室の設置

① 安心して教育を受ける機会の推進

- ・児童生徒に向き合う時間を十分確保するとともに、きめ細やかな指導 を展開するための人的配置 ・相談体制の充実
- •不登校の未然防止と早期対応
- ・各種就学援助の周知と適切な執行
- · 奨学金制度 · 児童生徒遠距離、高校生通学支援

② 教育環境の整備充実

・学校施設の適正な維持管理

③ 学校の適正配置の推進

- ・ 適正配置協議会、各地域説明会の開催
- ·北谷小学校高城小学校統合 ·小鴨小学校上小鴨小学校統合
- ・集合学習の実施

⑭ 文化教養施設・体育施設の整備充実

・施設の長寿命化・老朽施設の修繕、改修

4 たくましく健やかな心と体づくりの推進

⑤ 人権尊重社会の担い手づくり

- ・「学校教育における人権教育の基本方針」に基づく人権教育の推進
- ・児童生徒意識アンケート・いじめを許さない学校体制づくり
- ・相談体制の充実・情報モラル教育の推進(9年間カリキュラム)

⑥ たくましい体の育成

- ・学校体育の充実 ・中学校部活動の地域移行
- ・子どもの年齢に応じた体力づくりの推進

① 学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭などによる学校での食に関する指導
- ・親子で学ぶ食の教室の実施

® 体育・スポーツの振興

- ・スポーツ活動支援(スポ少補助、体育大会、全国大会補助等)
- ・生涯スポーツの推進(スポーツ推進委員、ニュースポーツ交流会)

5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興

⑨ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・小中学生リーダー会議開催・くらよし風土記の活用
- ・はたちのつどい実行委員会
- 20 文化財の保存、活用、伝承
- ・文化財の啓発と市民との協働 ・大御堂廃寺跡の整備と活用
- ⑤「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】
 - テーマ性のある展示の展開 ·教育普及活動の充実

2 創造性を培い、自立性・自主性を養う学校教育の推進

⑦ 幼児期の教育と小学校教育の連携

- ・幼児期の教育と小学校教育の連携
- ・接続カリキュラムの作成・活用

⑧ 学力向上の推進

- ・ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり
- ・児童生徒の協働的な学びにおける効果的なICT活用

⑨ 特別支援教育の充実

- ・倉吉市「個別の支援計画」と「個別の指導計画」の活用
- ・小学校1年生対象の読みに対する早期支援





重点取組事業実施要項

1 目 的

地域の現状や課題に応じて取組テーマを決め、取組テーマに対応する学習機会の地域住民への提供や、解決に向けた話し合いの場を設定し、住民が主体となって企画・運営を行いながら中長期的な視野で地域課題の解決に向けた取組を実施する。あわせて、人づくりを推進するとともに、地域活動の推進役を養成し、住民主体による地域づくりを推進する。

2 実施の流れ

- (1) 課題の把握、取組テーマの決定
- (2) 学習機会の提供、解決に向けた話し合いの場の設定
- (3) 地域課題の解決に向けた取組の実施(実践)
- (4) 実施した取組に係る成果と課題の分析 (評価)
- %(1)~(4)を基本的に複数年かけて実施し、(4)の終了後は、新たな取組テーマの設定 又は同テーマで別の取組を実施する。

3 対象経費

倉吉市地域活動支援員設置業務委託仕様書に定める事業費の対象経費

4 その他

- ・事業実施前に事業計画書(様式第1号)および収支予算書(様式第2号)を提出する。
- ・事業計画書と実施内容に変更があるときは地域づくり支援課に連絡する。
- ・事業終了後は実績報告書・事業評価(様式第3号)および収支決算書(様式第4号)を 提出する。
- ・提出された事業計画書および実績報告書は各地区コミュニティセンターに提供し情報提供を行う。

5 留意事項

令和5年度を重点取組事業(旧研究指定事業)の業務移管整理期間とし、収支予算書と収 支決算書の提出を求める。実施に係る費用については、倉吉市地域活動支援員設置業務委託 料事業費の重点取組事業費から支出すること。

また事業の評価にあたっては、重点取組事業参画者による振り返りやアンケート等を実施 し、参考にすること。

令和5年度 地域づくり支援課コミュニティセンター関連事業

1 倉吉市地域活動支援員設置業務

(1) 目的

倉吉市では、国(総務省)の集落支援員制度を活用し、地域づくりを主体的に担うコミュニティ組織の基盤強化と地域住民や地域団体へのサポート体制を強化するため、各地区のコミュニティセンター(以下「センター」という。)に集落支援員を設置。倉吉市においては、集落支援員を地域活動支援員(以下「支援員」という。)と呼び、各センターの職員を支援員に委嘱し、地域住民相互の交流活動、地域づくり活動、地域福祉活動などの運営・支援や集落対策を行う。

(2)業務委託料

業務委託料は、支援員の活動に伴って必要となる経費で、人件費(支援員への報酬等)、事務費(各館相応額)及び事業費(一律500,000円)。

2 重点取組事業

(1)目的

地域の現状や課題に応じて取組テーマを決め、取組テーマに対応する学習機会の地域住民への提供 や、解決に向けた話し合いの場を設定し、住民が主体となって企画・運営を行いながら中長期的な視 野で地域課題の解決に向けた取組を実施する。あわせて、人づくりを推進するとともに、地域活動の 推進役を養成し、住民主体による地域づくりを推進する。

(2)業務委託料

倉吉市地域活動支援員設置業務委託に定める事業費(一律100,000円)。

3 倉吉市元気の出る地域づくり支援事業

(1)目的

地域住民の参画による地域特性を生かした地域づくりを図り、安全で住みよい地域を実現する。

(2) 交付金

交付対象事業に要する経費(上限 1,524,000 円)。ただし、人件費、土地購入費、食糧費(別に定める軽微なもの及び原材料費であるものを除く。)及びその他その性質上交付金を充当することが適当でない経費を除く。

また、交付金のうち 24,000 円以上を安全で住みよい地域社会の形成に資する事業に充てなければならない。

4 その他

(1) コミュニティセンター職員研修

職員の資質向上を図るため、コミュニティセンターの管理運営に必要な研修を実施する。また、各種団体が実施する研修について、コミュニティセンターへ情報提供する。

※市主催・共催の研修計画については、59~60ページ参照。

鳥取県公立中学校等における部活動の 地域連携・地域移行に向けた推進計画

> 鳥取県教育委員会 令和5年8月

はじめに

中学校等(義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。)における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、責任感、連帯感の涵養や好ましい人間関係の形成など、生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義が高く、生徒の成長だけでなく学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献するなど中学校教育を支えてきました。

しかしながら、部活動を巡る状況は、近年、少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況が起こっており、特に運動部では、団体競技において単独でチームを組むことができない学校が増加しています。

また、活動経験のない教員が顧問として指導すること、休日の部活動の指導や大会・発表会への引率、運営への参画など、中学校等教員の献身的な支えにより部活動を維持・継続してきましたが、部活動指導が時間外業務時間の主な要因で負担となっていることも指摘されているなど、多くの課題や問題が起こっています。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月に国は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。

また、令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り 方等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国ガイドライン」という。)を策定し、学校部活動 の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位 置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整 備するために必要な対応を示しました。

部活動改革に係る国の方針を受けて、令和3年度に県教育委員会では、令和5年度以降の本県における中学校及び高等学校の運動部の在り方について検討することを目的に、「鳥取県運動部活動在り方検討会」を設置し課題整理や方向性の検討を行ってきました。しかし、令和4年12月に示された国ガイドラインで地域連携・地域移行の対象が公立中学校とされたことから、運動部だけでなく文化部も含めた公立中学校の部活動の地域連携・地域移行の在り方について検討を行うために令和4年度の2回目から「鳥取県部活動在り方検討会」と名称を改め検討を行ってきており、現在まで6回の検討会を開催してきました。

この度、令和5年度から令和7年度までの国の「改革推進期間」における県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行が推進されるよう、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定しました。本推進計画は現段階の状況のものであり、今後も状況に応じて改訂をしていくとともに、市町村の取組における課題や問題に対し個別に対応していきます。

市町村においては、本推進計画を参考に各市町村における推進計画を策定していただき、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境を確保するともに、教員の負担軽減につながる取組を推進していただくようお願いします。

令和5年8月

鳥取県教育委員会

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。ただし、地域移行については、地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から行うものとする。なお、地域の状況に応じて、地域連携・地域移行の時期を調整することも可能とする。(例えば、市町村において、管内全ての中学校等の時期を合わせる等)
- (2) 平日の活動については、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の 部活動として活動の機会を確保する。
- (3) 本県における公立中学校等の部活動改革は、単純に休日に活動する部活動を地域での活動に移行することではなく、これまで中学校等を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。
- (4) 本県における部活動改革は、「地域移行型」を基本とするが、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校(合同部活動)型」、「地域連携型」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。
 - ※地域移行型とは、**休日の学校部活動を行わず**、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、<u>社会スポーツ・文化芸術活動として実施するもの</u>であり、その<u>運営主体は学校と切り離されたもの</u>となるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。
 - ※拠点校(合同部活動)型とは、指導できる教員や外部の指導者がいる部活動を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものであるため、指導者(部活動顧問)への謝金は、教員特殊業務手当となる。拠点校は、中学校に限らず、高等学校となることもある。
 - ※地域連携型とは、学校部活動に地域(外部)の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を 構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する市町村 が負担し、県も一部補助する。

2 地域クラブの考え方

- (1)「地域移行型」における「地域クラブ」は、以下の要件ア〜エを満たしていることを基本とする。
 - ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
 - イ 国ガイドラインを遵守した活動を行っている。
 - ウ これまで学校の部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承 し活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。(例えば、勝 利至上主義を目的としていない等)
 - エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている。(文化芸術クラブは除く)
- ※「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校または市町村で活動を維持・継続することが困難な場合は、複数校若しくは市町村を越えての地域クラブ設置について当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。
- (2) 市町村が運営主体ではない場合や市町村が運営を委託していない等、市町村が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。
- (3) 申請があった地域クラブ等について市町村及び学校は、上記(1)の要件ア〜エについ

て確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と学校で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の活動を行わないこととし、休日の活動の場として市町村から地域クラブへ依頼する。

3 部活動及び教職員の考え方

- (1) 休日の活動を直ちに地域へ移行することが困難な場合は、地域での活動となるまでの間は、<u>学校の部活動を存続して生徒の活動の機会を確保する。</u>ただし、その場合、部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取り組みを通して<u>休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める</u>。
- (2) 休日に教員が部活動指導を行う場合の指導時間については、各市町村立学校職員の「勤務時間の上限に関する方針」の範囲内で指導にあたる。
 - ア 1か月の時間外業務時間が45時間以内
 - イ 年間の時間外業務時間が360時間以内
- (3) 休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブ の指導者または、指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先(地域クラブ)からの要請に 基づき、地域クラブの指導者として中学生の指導にあたる。ただし、勤務校の生徒のみを 対象とした地域クラブの代表者になることはできない。なお、勤務校以外の生徒や小学生、 高校生等の他校種の児童生徒を対象としている場合は、代表者となることができる。

ア 有償で指導する場合

県教育委員会が定めた基準を参考に市町村教育委員会が従事可能な地域クラブかどうかの判断を行い、兼職兼業または営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。ただし、教職員が勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブの代表者として運営に従事することは部活動との切り分けが困難であるため不可とする。

イ 無償で指導する場合

兼職兼業または営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等への事前の相談・ 了承は、必ずしも必要としない。ただし、学校運営に支障がなく、教職員としての信用を 失墜させるようなことがないようにする。

4 今後の部活動の在り方検討

- (1) 令和5年度から令和7年度末までの3年間を「改革推進期間」として位置づけ、県、市町村及び関係団体が連携して地域連携・地域移行に取り組む。なお、県として一律の完了の期限は設けないこととする。
- (2) 平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度末の県内の休日の地域連携・ 地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえながら、令和8年度以降に改めて方針を検討し、 市町村に示す。
- (3) 令和5年度は、各市町村において市町村内の現状把握(指導者、中学生の受け入れが可能な団体等の状況)、課題や問題点の洗い出しを行い方向性等について検討を行う準備の年度とする。
- (4) 令和6年度以降、地域連携・地域移行に向けた準備が整った市町村、学校、種目等から 取組を推進していくこととする。
- (5) 各市町村における地域連携・地域移行の取組によって明らかとなった課題や問題点等への方策について、県、市町村及び中学校等が連携して検討・研究していく。

Ⅱ 県及び市町村の役割

1 県の役割

- (1) 県は、本推進計画を踏まえ、市町村の地域連携・地域移行に向けた取組を県教育委員会、 県地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、県スポーツ・文化芸術関係団体が連携して部活 動の地域連携・地域移行に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に情報共有や課 題等の対応方策の検討を行い支援する。
- (2) 県は、必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等へ参加し指導・助言を行う。
- (3) 県は、各圏域内の市町村が情報共有できる機会の確保について支援する。
- (4) 県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。
- (5) 中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方については、今後、中学校体育連盟 と県で協議していく。

2 市町村の役割

- (1) 市町村は、教育委員会、地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、市町村スポーツ・文化芸術関係団体等が連携し、各地域の状況に応じて地域連携・地域移行の取組を推進する。
- (2) 市町村は、域内の関係者等による協議会等を令和5年度中に設置し、本推進計画を参考に市町村における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況によっては東・中・西部などの圏域単位等、市町村単位以外での設置も考えられる。
- (3)中学校等は、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、学校における方針、 具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係者と連携を図りながら取組を推進する。 なお、地域の状況に応じて複数校や市町村の協議会と合わせての設置も考えられる。

Ⅲ 具体的な取組方策

1 地域における地域クラブ等の整備充実

- (1)市町村及び中学校等は、部活動の地域移行の中心となり得る地域クラブ等がある場合は、 地域クラブと連携を図りながら地域移行の取組の在り方を検討・研究する。必要に応じて、 県も検討・研究に参画する。
- (2)市町村及び中学校等は、部活動の地域移行の中心となり得る地域クラブ等がない場合は、 地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等(文化芸術団体 含む。以下同じ。)若しくは、民間企業等との連携等、それぞれの地域の状況に応じて、対 応を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (3) 単独の市町村で地域移行の中心となり得る地域クラブの整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携することも有効であることから、状況に応じて検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。

2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保

- (1) 市町村教育委員会は、休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブの指導者として 従事できるよう、国から示された「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を 受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)」(令和3年2月)及び取 扱いの手引き(令和5年1月)なども参考に兼職兼業の取扱いを整理する。
- (2) 県は、競技団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教職員等を指導者として、登録・管理し指導者の派遣を行う<u>指導者人材バンクを構築</u>する。なお、指導者人材バンクの運営方法等については、競技団体等の意見を参考に、令和5年度中に決定する。
- (3) 休日に地域クラブでの指導を希望する教員は、地域クラブの指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先(地域クラブ)からの要請に基づき、地域クラブの指導者として中学生の指導にあたる。
- (4)人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員(OBを含む)及び、部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員も対象とする。
- (5) 県及び市町村は、地域クラブの指導者の質の確保に向けて、関係団体と連携して指導者 研修会等を開催する。
- (6) 市町村は、現在、部活動指導員や外部指導者を配置している部については、休日の地域クラブの指導者としての協力も検討する。

3 地域における施設の確保

- (1) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とするか検討する。
- (2) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とするか検討する。
- (3) 市町村は、部活動の地域移行の推進により学校施設の利用が増加することで学校の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方(例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等)について検討する。
- (4) 市町村は、部活動の地域移行を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が 学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や使用料が高額の場合は、低廉な価

格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。

4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減

- (1) 学校又は地域クラブのどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体が定める規程に則って行う。
- (2) 生徒引率については、大会等主催団体が定める引率規程に則って行う。
- (3) 県は、中学生年代を対象とした競技団体(文化芸術含む)主催の大会等における参加単位において、学校単位を要件としないことの検討を競技団体へ要請する。

5 活動における保険の在り方

- (1) 地域クラブの活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ 振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復、ケガ や事故等の発生への対応のため、保険加入を推奨とする。
- (2) 保険加入に係る費用については、加入者の負担とする。

6 活動における費用負担の在り方

- (1) 地域クラブの活動に必要な経費については、原則、受益者負担とする。
- (2)経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合に、参加に係る費用の支援方策については、国の動向を確認すると共に、県及び市町村において検討・研究する。

7 地域クラブへの支援

- (1) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源としての運営とする。
- (2)公立中学校等の部活動の地域移行を目的として活動する地域クラブに対しての支援の在り方について県及び市町村において検討・研究する。
 - ※支援の対象となる地域クラブについては、「I 基本方針 2 地域クラブの考え方(1)」で規定する「地域移行型」の地域クラブとする。

8 高校入試への対応

- (1) 当分の間、部活動と地域クラブで活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、中学校等は、部活動を行っていない生徒の地域団体等での活動状況の 把握に努める。
- (2) 中学校等が全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、各学校の状況に応じて把握を行う。内容については大会への参加や成績を証明するもの(参加したプログラム、賞状等の写し)で確認することとし、中学校等は、事前に生徒及び保護者へ地域クラブでの活動記録の申告について周知する。
- (3) 中学校等は、高校入試における、部活動を行わず地域クラブでの活動を行っている生徒 の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載 する。
- (4) 地域クラブは、所属する生徒の活動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて中学校へ提供をする。

9 移動に係る支援

(1) 地域クラブの活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。

- (2)「拠点校(合同部活動)型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加に係る移動は、 基本的に参加する個人で対応するものとする。
- (3)「拠点校(合同部活動)型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、県及び市町村において検討・研究する。

10 その他

- (1) 市町村教育委員会及び学校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の地域連携・地域移行の推進を踏まえ、部活動を全員加入としないことを検討する。
- (2)「拠点校(合同部活動)型」として部活動改革を推進する場合は、市町村教育委員会又は 市町村校長会が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行う。また、拠 点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要とする。なお、中学校体育連盟主催大会へ の参加については、県中学校体育連盟の規程に準じて参加する。
- (3) 中学校等と地域クラブ(部活動の地域移行先として認定された地域クラブに限る)は、指導方針や生徒の状況等について情報共有を図り、連携して生徒の指導にあたる。

参考

1 中学校及び部活動を取り巻く状況の変化

(1) 中学校の生徒数の減少数が加速するなど<u>深刻な少子化が進行</u>し、部活動を維持・継続することが難しくなってきている。

区分		生徒数	生徒数 教員数 学校数		出生数
玉	昭和 61 年	約 589 万人	万人 約28万人 10,517 核		約 158 万人
	令和4年	約 293 万人	約 23 万人	9, 164 校	約 79 万人
鳥取県	昭和 61 年	28,518 人	1,442 人	60 校	7,342 人
局以乐	令和4年	14,473 人	1,353 人	56 校	3,736 人

<運動部に入部している生徒の数>

区分	平成 13 年度	令和4年度
国	約 263 万人	約 187 万人
鳥取県	16,486 人	10,454 人

- (2)活動経験のない教員が顧問として指導せざるを得なかったり、休日を含めた運動部活動 の指導を求められたりするなど、教員にとって大きな業務負担となっている。
 - <学校運動部活動指導者の実態に関する調査の抜粋(日本スポーツ協会令和3年度調査)> 「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当している運動部活動の競技経験がない」教員は、中学校で26.9%、高等学校で25.3%となっている。さらに上記に該当する教員のうち中学校で35.9%、高等学校で31.5%が、「自分自身の専門的指導力の不足」を課題としている。この結果により、前回調査時に引き続き、現在担当している競技の専門的指導力の不足を感じている教員が一定数存在する実態が明らかとなった。

2 国の動向

(1) これまでの動き

ア (運動・文化) 部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定 (運動部:平成30年3月スポーツ庁、文化部:平成30年12月文化庁)

学校と地域が協働、融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備を進めることが示された。

イ 中央教育審議会の答申(平成31年1月)

地域の環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

ウ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を発出

(令和2年9月: 文部科学省、スポーツ庁、文化庁)

- ・令和5年度から、中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動へ移行
- ・休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動指導に従事しない環境の整備
- ・引き続き休日の指導を望む教員の取扱については、教員としての立場ではなく兼職兼業の許可を得た上で地域の指導者としての立場で従事するための取扱を整理
- ・段階的な地域移行に向けた実践研究を委託事業として令和3年度から実施
- ・大会等の在り方の検討(大会参加要件等の検討及び大会数の精選)
- エ 検討会議の設置(令和3年10月:スポーツ庁、令和4年2月:文化庁)
 - (ア) 8回にわたり開催。
 - (イ) 第8回の検討会(令和4年5月31日)にて、提言をまとめる。
 - (ウ) 令和4年6月 検討会議からスポーツ庁に対して提言を提出。
 - (エ) 令和4年8月 検討会議から文化庁に対して提言を提出。

(2) 総合的なガイドラインの策定(令和4年12月27日付通知)

<策定の趣旨>

これまでも、部活動改革に段階的に取り組んできたが、令和4年6月及び8月の検討会議の提言等を踏まえ、学校部活動の適正な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)への移行に取り組むため、平成30年に策定した「運動部活動及び文化部活動の両ガイドライン」を全面的に改訂し、新たに「<u>学校部活動及び新た</u>な地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定。

(3) 国の部活動改革の趣旨

- ア 学校部活動の地域連携や地域移行は、将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の 機会を確保するために重要であること。
- イ 地域クラブ活動は、地域の運営団体・実施主体が行うことになる一方、生徒の望ましい成長のため、学校との連携が重要であること。
- ウ 生徒のスポーツ・文化芸術環境をめぐる状況は、地域によって異なるため、運営団体・ 実施主体の在り方をはじめ、地域クラブ活動の整備方法等は地域の実情に応じた多様な 方法があることや、学校部活動の地域連携から取り組むなど<u>段階的な体制整備を進める</u> ことが考えられること。

(4) 国の方向性の変更点

- ア 令和5年度から令和7年度までを「改革集中期間」として3年間で中学校の部活動を 地域へ移行するとしていた計画を<u>令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進</u> 期間」と位置付け、国として地域移行の完了時期は設定せず、早期に地域への移行を目 指すこととされた。
- イ これまで、地域移行のみとしていた休日の部活動の形態について、地域連携も含め部活動として実施しつつ、地域人材の活用(部活動指導員、外部指導者の配置等)により、休日の部活動に教員が従事しなくてよい環境を構築しながら地域への移行を推進していくことも可能となった。
 - ※今回の方向性の変更については、地域移行を行わなくてもよいということではなく、地域によって環境や状況が様々であり、一律に推進をしていくことが困難であることから、国としての完了目標を設定しないこととしたものである。
 - ※「休日の部活動指導が本来、教員の業務ではない」という方針に変更はなく、地域移行が完了するまでの間も部活動指導員や外部指導者の配置、合同部活動の実施等の取組により教員の負担軽減を図る必要がある。

3 県の動向

(1) 運動部活動在り方検討会の設置

- ア 令和3年度は3回(8月、12月、3月)、令和4年度は2回(8月、3月)実施。
- イ 当初は、高校も同様に地域移行を推進することとなっていたため、高校関係者、中学 校関係者、スポーツ団体、PTA、組合関係者、県スポーツ部局を委員として設置した。
- ウ 国が地域移行の対象を公立中学校としたことにより、令和4年度の2回目(3月)から、学校関係者としての委員を中学校に限定するとともに、新たに文化芸術関係者を委員に加えて開催した。

(2)検討状況の説明会を実施(令和4年9月~11月)

ア 市町村長及び市町村教育委員会へ説明

- イ 県中学校長会へ説明
- ウ PTA研修会での説明

(3) 中学校の運動部に関係する競技団体へのヒアリングを実施(令和4年5月)

ア 県陸上競技協会、県水泳連盟、県サッカー協会、県バレーボール協会、県バスケットボール協会、県ハンドボール協会、県ソフトテニス協会、県卓球連盟、県柔道連盟、県バドミントン協会と実施

- イ 指導者派遣等について
- ウ 競技団体としての対応について
- エ 大会運営について

鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画概要版

体育保健課

策定の趣旨

少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況となっていること や活動経験の無い教員が顧問として指導することや休日に開催される大会等の引率や役員とし ての参画等、部活動における負担が大きくなっており、国が令和5年度から令和7年度の3年 間を「改革推進期間」として位置付け部活動改革の取組を推進していくことから、「改革推進期間」における県内の市町村が部活動の地域連携・地域移行の取組が推進されるよう策定した。

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 休日に活動している部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。
- (2) 平日は、基本的に学校部活動として実施する。
- (3) 部活動改革は、「地域移行型」を基本とし、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の実情に応じて「拠点校(合同部活動)型」、「地域連携型」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。

2 地域クラブの考え方

- (1)「地域移行型」における「地域クラブ」は、ア〜エの要件を満たしていることを基本と する。
 - ア 休日の生徒の活動の期間を確保することを目的としている。
 - イ 国ガイドラインを遵守した活動を実施。
 - ウ 学校部活動の教育的意義や目的を継承した活動を実施し生徒の人間形成に寄与することを目的とする。
 - エ 中学校体育連盟主催大会に出場の人体要件を満たしている。
 - ※「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で 実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校または市町村で活動を維持・継 続することが困難な場合は、複数校若しくは市町村を越えての地域クラブ設置について 当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。
- (2) 市町村が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。
- (3) 申請があった地域クラブ等について市町村及び学校は、要件ア〜エについて確認する。 確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と学校で協議の上、休日の活動先とし て認定する。認定後は、該当の部活動の休日の部活動を行わないこととし、休日の活動 の場として市町村から地域クラブへ依頼する。

3 部活動及び教職員の考え方

- (1) 部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取組により、休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくて良い環境の構築に可能な限り努める。
- (2)休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブ の指導者または、地域クラブに指導者を派遣する団体に登録し、地域クラブの指導者と して指導にあたる。

4 今後の部活動の在り方

(1) 平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度末の県内の地域連携・地域 移行の進捗状況及び国の動向を踏まえて、令和8年度以降に改めて方針を検討し、市町 村へ示す。

(2) 令和5年度は市町村における方向性について検討を行い、令和6年度以降、準備が整った市町村、学校、種目等から取組を推進していく。

Ⅱ 県及び市町村の役割

1 県の役割

- (1) 各関係機関と連携を図りながら、市町村の取組を支援する。
- (2) 市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。

2 市町村の役割

- (1) 市町村内の関係機関と連携して取組を推進する。
- (2) 令和5年度中に、協議会等を設置し、県の推進計画を参考にしながら、方針、具体的な 取組、スケジュールを検討し、取組を推進する。

Ⅲ 具体的な取組方策

- 1 地域における地域クラブ等の整備充実
- 2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保
- 3 地域における施設の確保
- 4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減
- 5 活動にお開ける保険の在り方
- 6 活動にお変える費用負担の在り方
- 7 地域クラブへの支援
- 8 高校入試への対応
- 9 移動に係る支援
- 10 その他

上記1~10に係る課題等について、市町村と連携して対応策を検討・研究する。

倉吉市立中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画について

1 背景

- (1) 現状と課題
 - ①少子化による生徒数の減少により、部活動の維持・継続が困難な状況にある。
 - ②教員の部活動指導が時間外業務時間の主な要因であり、負担となっている。
- (2) 国の動き
 - ①令和2年度「学校の働き方を踏まえた部活動改革|策定
 - ②令和4年度「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的ガイドライン | 策定
- (3) 県の動き
 - ①令和3年度「鳥取県運動部活動在り方検討会」設置
 - ②令和4年度~「鳥取県部活動在り方検討会」へ名称変更
 - ③令和5年8月「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進 計画 | 策定
- (4) 教員へのアンケート
 - ・令和5年2~3月の間、中部地区内の中学校8校156名の教員を対象として、部活動地域 移行に関するアンケートを実施
 - 問1)休日(土日)の部活動において、複数校で行う合同部活動になった場合、あなたは その部活動の指導を希望しますか。⇒【希望する:23.7% 希望しない:76.3%】
 - 問2)休日(土日)の部活動を地域移行した場合、あなたは地域での指導に関わりたいですか。⇒【関わりたい:27.1% 関わりたくない:72.9%】

2 倉吉市における推進計画(案)

- (1) 目的
 - ①生徒がスポーツや文化芸術活動を実施することが出来る機会や環境の確保
 - ②教員の時間外業務時間と負担の軽減
- (2) 考え方
- ①活動日

【県計画】

- ・休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取り組みを推進する。
- ・休日の部活動を望まない教員が部活動指導に従事しなくてもよい環境を構築する。
- ・休日の活動環境を学校関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築する。

【市方針(案)】

◎平日の活動は、基本的に学校の部活動として活動機会を確保する(従来どおり)が、休日につ

いては、学校若しくは地域関係者による活動環境を構築する。

②形態

【県計画】

形態(案)	内容	財源
	学校と切り離された運営主体(地域クラブ)	
地域移行型	がスポーツ・文化芸術活動の環境を構築す る	運営主体の自己財源
+hn . 上 +六 开II	指導可能教員や外部指導者が所属する学校	
拠点校型 (合同部活動)	をスポーツ・文化芸術活動の拠点校として	部活動特別勤務手当
	位置づける	
	学校部活動に地域(外部)指導者を配置す	市町村
地域連携型	る(教員が指導に携わらなくてもよい環境	(一部県補助)
	の構築)	(叫乐佣助)

・「地域移行型」を基本とするが、新しい部活動の形態(「拠点校(合同部活動)型」又は「地域 連携型」)により活動機会を確保する。

【市方針(案)】

◎直ちに地域への移行は困難であり、当面「拠点校(合同部活動)型 | の実施を推進する。

③開始時期

【県計画】

- ・地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から実施する。
- ・令和5年度から7年度を「改革推進期間」とし、県・市町村が連携して地域連携・地域移行に 取り組むが、一律の期限は設けない。
- ・令和5年度は、現状把握(指導者、受け入れ可能団体の状況)、課題や問題点を洗い出し、方向性について検討する。
- ・令和6年度以降、準備が整った市町村、学校、種目から推進していく。

【市方針(案)】

- ・令和5年度は、関係者等による協議会を設置し、県推進計画に基づいた本市の基本的な方針や 今後のスケジュールを示すとともに、課題や問題点を洗い出し、実施に向けた取り組みを推進 する。
- ◎令和6年度より、準備の整った学校、種目から取り組みを推進する。

(3)基本方針

<u>◎倉吉市立中学校における休日の部活動については、令和6年度より、体制の整った学校・種目</u> から「拠点校(合同部活動)型」を開始する。

3 当面の課題と対策

- (1) 施設の確保
- (2) 拠点校への移動手段と費用負担
- (3) 用具等の保管、運搬
- (4) その他

4 地域移行に向けた今後の課題と対策(県計画に基づく)

- ・**当面は、**「土日における「拠点校(合同部活動)型」を推進するが、以下の課題を解消すると ともに、**将来的には**「地域移行型」、「地域連携型」への移行を促進する。
- (1) 地域クラブの整備・充実
- (2) 指導者の質・量の確保
- (3) 施設の確保
- (4) 保険
- (5)活動における費用負担
- (6)地域クラブへの支援
- (7)移動に係る支援
- (8) その他

参考)

No.	部活名	東中学校	西中学校	久米中学校	河北中学校	鴨川中学校
1	バスケットボール	0	0	0	0	0
2	陸上競技	0	0	0	0	0
3	ソフトテニス	0	0	0	0	0
4	吹奏楽	0	0	0	0	0
5	野球	0	0	0	0	0
6	卓球	0	0	0	0	
7	バレーボール	0	0	0	0	
8	剣道	0	0		0	
9	サッカー	0	0		0	
10	美術	0			0	
11	バドミントン		0			
12	ソフトボール	0	0		0	
13	科学					0
14	文化芸術	0				
15	文化園芸		0			

令和5年10月16日

倉吉市長 広田 一恭 様 倉吉市教育委員会 様

倉吉市体育施設等指定管理候補者選定委員会 委員長 小椋 勝美



倉吉市体育施設等指定管理候補者の選定について (答申)

令和5年9月26日付倉教社第298号で諮問のあったこのことについて、指定管理者指定申請書の 内容を審査し、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

記

指定管理候補者

住 所 鳥取県倉吉市山根 557-1 名 称 有限会社KOMATSU 代表者 代表取締役 岸田 将志